佐賀県告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の

とおり道路の供用を開始する。

供する。 十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に その区間を表示した図面は、平成二十三年二月一日から平成二十三年二月二

平成二十三年二月一日

佐賀県知事 古 川

康

大 県 木 道 庭 武 雄 線	四一四般四国号道	路線名
番三地先から の地先から の地先から の地先から の地先すで の地先すで の地先すで の地先すで の地先すで の地先すで の地先すで の地先すで の地先から の地先から の地先から の地先から の地先から の地先から の地先から の地先から の地先から の地先から の地先から の地先から の地先から の地先から の地先がら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら の地をしたがら のがものがものがものがものがものがものがものがものがものがものがものがものがもの	地先まで・一次三番ーのでは、これでは、これで、一次では、これで、これで、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	供用開始の区間
"	平 成 三 · 二 ·	供用開始の期日